

富山県障害者差別解消協議会の根拠法令について

(1) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号)

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第5節 協議会の設置

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 富山県障害者差別解消協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）第24条の規定に基づき、富山県障害者差別解消協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 障害を理由とする差別の解消を推進するための情報共有に関すること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の取組に関すること。

(3) その他障害を理由とする差別の解消の取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、会議を進行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、厚生部障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略